政治結社遂行会
政治結社大日本友和同志會総本部友魂塾
相伸塾
大日本清友同志会
なにわ維新
２１世紀構想研究会
日本正論会
日本地域政経研究会
ＰＲＵ中部政治センター
樋口尚也後援会
みたまやま政策研究会

○総務省告示第百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年四月六日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊藤　隆広	千葉市議会議員	千葉県千葉市稲毛区小仲台二―九―一	二六、九、一
大西　聡	参議院議員	徳島県徳島市昭和町三―一―二	二八、一、二八
竹内　功	参議院議員	鳥取県鳥取市戎町四一九	一三、九、一七
遠山　清彦	衆議院議員	沖縄県那覇市泊一―四―一三	二八、一、一
濱武　振一	衆議院議員	福岡県筑紫野市大字山口一九一三―八	二二、一一、一
福嶋　浩彦	参議院議員	鳥取県米子市久米町一四六	二八、一、二五
和田　義明	衆議院議員	東京都千代田区永田町二―二―一	二七、六、一六

伊藤　隆広　千葉市議会議員　伊藤隆広後援会　千葉県千葉市稲毛区小仲台二―九―一　二六、九、一

○総務省告示第百六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年四月六日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤　俊輔	資金管理団体の名称	東京俊友会		
輿水　恵一	資金管理団体の名称	ＮＥＸＴ５０	ＮＥＸＴ５０	二八、一、二六
髙橋　美穂	主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区呉服町二―一―八	静岡県静岡市葵区呉服町二―一―八	二八、一、一三
田名部匡代	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	二八、一、二六
浜田　昌良	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内三―六―一一	神奈川県横浜市港北区綱島西二―一一―四	二七、一二、二一
吉田　宣弘	主たる事務所の所在地	福岡県北九州市戸畑区初音町六―七	福岡県福岡市東区箱崎一―一―一五	二七、一二、一四
和田　義明	主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町三―一二―一	東京都千代田区永田町二―二―一	二七、八、四

浜田まさよしを励ます会

○総務省告示第百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年四月六日

総務大臣　山本　早苗

㈠ 法第十九条第三項第一号による届出	資金管理団体の名称	取消年月日
松野　頼久	政治システム研究会	二八、一、一

㈡ 法第十九条第三項第二号による届出	資金管理団体でなくなった年月日
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	
池谷　幸雄	幸雄会	二七、一二、三一
後藤　英之	日本地域政経研究会	二七、一二、三一
町村　信孝	信友会	二七、六、一

○財務省告示第百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）